科学研究費補助金研究成果報告書

平成 23 年 5 月 25 日現在

研究種目:基盤研究(B) 研究期間:2007 ~ 2009 課題番号:19330027

研究課題名(和文)ジェンダーに関する法曹再研修プログラムの開発・実施・制度化の研究:

欧米アジア比較

研究課題名(英文) International Comparative Research on the Process of Development, Implementation, and Institutionalization of Gender Curricula in Continuing Legal Education

研究代表者

南野 佳代 (MINAMINO KAYO)

京都女子大学 現代社会学部 准教授

研究者番号:60329935

研究成果の概要(和文):本研究は、法曹が実務において重要なジェンダーに関して学ぶ機会を、諸外国の継続教育の内容、実施方法、制度化の実態を調査して明らかにすることを目的としている。ジェンダー指標と法制度から調査対象9国を選定し、調査を実施した結果、各国の取り組みの歴史や位置づけは様々であるが、ジェンダーを法曹継続教育で扱うことが一般化しており、国際的な協力関係によって、法系を超えて促進されているということが明らかとなった

研究成果の概要(英文): This research tries to compare the continuing legal education programs and curricula in 9 countries selected by international indices on gender and legal systems, aimed at how we can integrate gender perspectives and issues into the continuing development of legal professions including judiciary. We found gender related programs are, as a matter of fact, apparently introduced in all the countries except Japan. There are ongoing international efforts to build a shared scheme of judicial education including gender perspectives.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2007年度	3, 300, 000	990, 000	4, 290, 000
2008年度	2, 800, 000	840,000	3, 640, 000
2009年度	3, 500, 000	1, 050, 000	4, 550, 000
年度			
年度			
総計	9, 600, 000	2, 880, 000	12, 480, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・新領域法学

キーワード:法とジェンダー、法曹継続教育、司法教育

1. 研究開始当初の背景

(1)司法制度改革により、法科大学院が開設され、プロセスとしての法曹養成という趣旨に従い、実務に配慮し、ジェンダーにかかわる科目等、多様な視点を取り入れるカリキ

ュラムも少ないがみられるようになった。他 方、法曹の大多数を占める現役法曹のジェン ダー関連の問題解決能力は、ではいかにして 開発されうるのかが、男女共同参画社会の実 現、また社会的正義実現への法専門家による 貢献に関する新たな問題として浮上してきた。

(2) 社会における動向としては、女性に対 する雇用差別にかかわる一連の訴訟におい て、裁判所は日本国が加盟し、批准している 国際条約の適用を受け入れなかった。また、 人権条約の実施監視機関による実施状況の 政府府国審査のたびに、監視機関は人権条約 に関する教育を、法専門家、とくに裁判官に 対して求めていたが、政府からは特段の応答 はなされていなかった。そこで、法曹、裁判 官に対して、諸外国においてはどのように 日々新たな立法、判例が埋めれ、複雑化して いく法制度に関する継続的な能力開発を実 施しているのかを、とくに女性差別撤廃条約 の日本国における法曹への教育という観点 から、ジェンダー関連の諸問題についての各 国の取り組みを明らかにすることが、社会正 義の実現にとって必要不可欠の第一歩であ るとの確信があった。

2. 研究の目的

本研究は、現役法曹が実務経験以外に、その 資質の維持向上を図ることがどのような手 立てによって可能であるかという問題意識 から、とくにジェンダーに関する法的諸問題 に焦点を絞って、主として次の二点を目的と して企図された。

- (1)法曹継続教育・研修のプログラム開発、 実施、制度化の面から、欧米アジア各国の実 践と経験を調査し、効果を評価すること。
- (2) 各国の調査によって得られた知見を、 社会的・歴史的・文化的背景とともに比較検 討し、日本におけるプログラム開発および継 続教育の制度化への具体的道筋を構想する こと。

3. 研究の方法

本研究は、大きく分けて二つの方法をとる。 (1)各国の法曹継続教育の現状について、 制度化、実施機関、沿革、改革史、実施プロ グラム、義務化、参加者、期間について、文 献やウェブを利用した事前調査を行う。事前 調査を研究会において定期的に報告し、情報 交換を行い、共同研究者の間で共通理解を形 成することにより、各自で進める文献等によ る研究に、比較軸について常に反省的検討を 加える。

(2) 事前調査を踏まえて、現地調査の対象とすべき地区、機関、対象者(主に実施側の講師またはカリキュラム管理者と受講者)を

特定し、現地において、聞き取り、可能な場合は参与観察、資料収集等を行う。この結果は逐次研究会において報告され、検討され、共同研究者の間で、調査対象国に関する共有された知見を蓄積する。これらにより、継続教育のプログラム、制度、実施状況、効果等に関する現実に即した理解が得られる。

4. 研究成果

本研究の主な成果は、次の点に求められる。 第一に、法曹継続教育制度とその内容に関す る初めての多国間での比較が可能な形で実 施された調査であり、各国における具体的な 知見が得られた。第二に、法系、ジェンダー 指標を基準として選定したこれらの調査対 象国の、ジェンダーにかかわる法的諸問題の 解決に取り組む姿勢が法曹継続教育にも見 て取れるものがあり、ジェンダー指標は法曹 や司法のジェンダー感覚の涵養の度合いも また、一定程度測ることができるということ が明らかとなった。第三に、前記のような基 準で選定した調査対象国は、ジェンダーに関 しての継続教育の取り組みは、英米法圏にお いて顕著にすすんでおり、その背後には、英 米法圏における法曹と司法の在り方や、司法 の基盤を市民の信頼に求める点と、判例法体 系であることが大きく影響していることが 判明した。ところが、大陸法圏においてもジ ェンダーへの取り組みと、国民の信頼醸成の ための司法教育の必要性の意識は共有され ている。この点が、従来の法系による差異の 強調を超えて、共通課題として取り組まれて いること、その方法が、英米法圏から大陸法 圏へ、あるいは国際人権法や EU 法を通して 一般的に共有されようとしていることが、重 要な発見として指摘できる。第4に、アジア 法継受国においても、ジェンダーにかかわる 法曹継続教育の重要性は認識されている。国 内の NGO や研究者といった市民の声と、司法 が国民の信頼を勝ち取るため、また、国際人 権法を遵守していることを自国の名誉とし ているために、ジェンダーに関する法曹継続 教育への積極的な取り組みと、そのための支 援要請につながっており、とくに「先進国」 の支援を受ける国においては、急速に普及す ることが見込まれる。第5に、継続教育の制 度化の点では、一定の世界標準が形成されつ つあり、とくに司法教育の面では、国際的協 力関係が構築され、それは一面においては法 律産業化であるが、他面においては普遍化の 側面を持つ。つまり、ジェンダーに課する法 曹継続教育は、その重要性がグローバルに認 識され、法システムが備えるべき普遍的制度 になりつつあることが、明らかである。他方、 日本ではこのような潮流には、弁護士会が着 手しようとしているものの、取り残されつつ

あるということが、今後の日本における司法 の在り方全体に対して、大きな課題となるこ とは避けられない。日本においての実施の可 能性については、本研究が制度化へ向けた議 論の本端緒となることを願う。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

- ① <u>澤敬子</u>、カンボジアにおけるジェンダー に関する法曹継続教育の現状と課題につ いての予備的研究、現代社会研究科紀要、 査読有、4号、2010、25-42
- ② <u>南野佳代、澤敬子</u>、オーストラリアにお けるジェンダーに関する法曹継続教育序 論、現代社会研究、査読無、12号、2009、 125-142
- ③ <u>澤敬子</u>、柿本佳美、<u>南野佳代</u>、フランス 共和国におけるジェンダーに課する法曹 継続教育序論、現代社会研究、査読無、 12 号、2009、53-70
- ④ 南野佳代、澤敬子、内藤葉子、ドイツ連邦共和国におけるジェンダーに関する法曹継続教育序論、現代社会研究、査読無、11号、2008、95-114

〔学会発表〕(計17件)

- ① <u>南野佳代</u>、裁判官継続教育のための国際 協力機関におけるジェンダー法教育、日 本法社会学会、東京大学、2011 年 5 月 7
- ② 坂野一生、カンボジア法制度整備における継続教育の位置づけ、日本法社会学会、 東京大学、2011年5月7日
- ③ 久保山力也、韓国における司法改革と継続教育―法科大学院における取り組み、 日本法社会学会、東京大学、2011年5月 7日
- ④ <u>手嶋昭子</u>、米国における裁判官の継続教育—NGO と裁判所の協働、日本法社会学会、東京大学、2011年5月7日
- <u>三輪敦子</u>、裁判におけるジェンダー主流 化の試み―フィリピンにおけるジェンダ 一正義賞(Gender Justice Award)の経験 から一、ジェンダー法学会、千葉大学、 2010 年 12 月 5 日

- ⑥ <u>南野佳代</u>、オーストラリアにおける法曹 継続教育とジェンダー、日本法社会学会、 同志社大学、2010年5月9日
- ⑦ <u>高井裕之</u>、カナダにおける法曹継続教育 とジェンダー、日本法社会学会、同志社 大学、2010年5月9日
- ⑧ <u>三輪敦子</u>、フィリピンにおける法曹継続 教育とジェンダー、日本法社会学会、同 志社大学、2010 年 5 月 9 日
- ⑨ <u>澤敬子</u>、フランスにおける法曹継続教育 とジェンダー、日本法社会学会、同志社 大学、2010年5月9日
- ⑩ <u>渡辺千原</u>、日本における法曹継続教育と ジェンダー、日本法社会学会、同志社大 学、2010年5月9日
- ① <u>澤敬子</u>、Japan's legislative Support and Judicial training in Cambodia: from a point of view of Gender, East Asian Law & Society Conference, 香港 大学、2010年2月6日
- ① <u>南野佳代</u>、Gender in the Continuing Legal Education, East Asian Law & Society Conference, 香港大学、2010年 2月6日
- ③ <u>南野佳代、ジェン</u>ダーに課する法曹継続 教育の国際比較一司法教育を中心に一、 ジェンダー法学会、神奈川大学、2009 年 12月6日
- ④ 三輪敦子、Engendering Judiciary-Learning from Philippine Experiences-, Gender & Judging Workshop、International Institute for Sociology of Law(IISL)Onati, Spain、2009年6月12日
- ⑤ <u>澤敬子</u>, Gender and International Support for the Legal System of Cambodia, Gender & Judging Workshop、 International Institute for Sociology of Law(IISL)Onati, Spain、2009年6月 12日
- (16) 南野佳代、Gender and Judging in Japan:
 A Cause for Gender Focussed Continuing
 education for the Judiciary、Gender &
 Judging Workshop 、International
 Institute for Sociology of
 Law(IISL)Onati, Spain、2009年6月12日

⑰ 南野佳代、専門職の継続的能力開発にジ ェンダーの視点を取り入れる―欧米アジ アにおける法曹継続教育プログラムの比 較研究中間報告、日本法社会学会、明治 大学、2009年5月9日

[その他] ホームページ等 http://www.cs.kyoto-wu.ac.jp/cle

6. 研究組織

(1)研究代表者

南野 佳代 (MINAMINO KAYO) 京都女子大学・現代社会学部・准教授 研究者番号:60329935

(2)研究分担者

澤 敬子 (SAWA KEIKO) 京都女子大学・現代社会学部・准教授 研究者番号:60340444 手嶋 昭子 (TEJIMA AKIKO) 京都女子大学・現代社会学部・ 非常勤講師 研究者番号:80227496

(3)連携研究者

藤本 亮 (FUJIMOTO AKIRA) 静岡大学・法務研究科・教授 研究者番号:80300474 岡野 八代 (OKANO YAYO) 同志社大学・グローバルスタディーズ研 究科·教授 研究者番号:70319482 江口 聡 (EGUCHI SATOSHI) 京都女子大学·現代社会学部·准教授 研究者番号:30329932 渡辺 千原(WATANABE CHIHARA) 立命館大学・法学部・教授 研究者番号:50309085 三輪 敦子 (MIWA ATSUKO) 世界人権問題研究センター・ 研究第一部·専任研究員 研究者番号:90414119 髙井 裕之(TAKAI HIROYUKI) 大阪大学・法学研究科・教授 研究者番号:80216605

大塚 浩 (OTSUKA HIROSHI) 奈良女子大学·生活環境学部·准教授 研究者番号:30324958